

令和 7 年度 兵庫県児童養護連絡協議会 事業方針（案）

1. 児童養護施設を取り巻く状況

「さらなる社会的養育の推進に向けて」

児童虐待相談件数の増加や、子育てに困難を抱える世帯の増加を背景に、令和 6 年 4 月 1 日付けで改正児童福祉法が施行された。その内容は、子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制の強化を目的としており、児童の権利擁護や児童相談所の強化などが明示されている。

児童養護施設に関する改正点としては、

- ① 社会的養育経験者の自立支援が強化され、社会への適応を促進する。
- ② 児童相談所などで児童の意見を尊重した措置が行われ、児童の権利擁護が強化される。
- ③ 実務者の専門性向上が図られ、資格や研修制度の整備を進める。
- ④ 児童をわいせつ行為から守るため、保育士の資格管理が厳格化され、犯罪者の保育士への就職を防ぐ措置がとられる。

また、これらを踏まえ、令和 6 年度には「兵庫県社会的養育推進計画」の見直しが行われ、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 か年のうち後期 5 か年の取組を推進することになった。今後、家庭養育優先原則の徹底による、子どもの最善の利益の実現をめざし、以下の項目について進めていくこととなる。

- ① 里親への包括的支援体制の抜本的強化
- ② 子どものニーズに応じた養育の提供
- ③ 児童相談所、一時保護改革の推進

この中で、特に、里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組として、令和 6 年度から里親支援センターが順次設置された。令和 7 年度については、中央こども家庭センター、加東こども家庭センター管内で里親支援センターが設置されることになり、兵庫県下の全こども家庭センターに里親支援センターが設置され、県下のフォostリング体制が充実してきている。

また、川西こども家庭センターに一時保護所も整備され、各市町におけるこども家庭センターの設置等、児童相談所を中心としたこども家庭支援体制構築の強化が図られている。さらに子どもの権利擁護の取組については「子どもの権利擁護のための意見表明支援事業」が開始されるなど、県推進計画の内容は確実に具現化されている。

次期計画の見直しについては、里親等委託率だけでなく、里親等数や施設数、児童家庭支援センターや里親支援機関、自立支援の役割を担う機関、権利擁護等の体制などについても整備目標を新たに設定することとなっている。

このような中、県児童家庭課ならびに県・明石市児童相談所との連携の元、引き続き児童養護施設の役割に関する項目について、各内容を具現化するための積極的な取組を行っていくこととする。

＜参考＞ 兵庫県社会的養育推進計画

新計画の項目

- ① 当事者であるこどもの権利擁護の取組
- ② 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組
- ③ 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【新規】
- ④ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込
- ⑤ 一時保護改革に向けた取組
- ⑥ 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- ⑦ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- ⑧ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組

2. 重点的実施事項

（1）権利擁護に関するコンプライアンスの徹底

児童福祉法第1条には、「全て児童は、適切に養育され、その生活を保障され、愛され、保護され、その心身の健やかな成長及び発達（略）を等しく保障される権利を有する」ことが明記されている。また「全国児童養護施設協議会倫理綱領」では職員の使命として「私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命（せいめい）と人権を守り、育む責務があります。」と表明されている。

しかしながら令和4年度における被措置児童等虐待への各都道府県等の対応状況等に係る調査結果によると、児童養護施設における被措置児童虐待が77件報告されている。

県養協のすべての施設や職員は、児童の権利条約や児童福祉法、児童養護施設運営指針等、子どもの権利擁護に関するコンプライアンスの徹底を心掛けねばならない。

＜具体的取り組み＞

① こどもの権利擁護委員会との連携による権利擁護の取組

平成31年度に県養協内に設置した「こどもの権利擁護委員会」の活動が6年を経過した。この間当委員会は、県養協内の施設で発生した被措置児童虐待等の権利侵害事案の検証作業や子どもの権利擁護を目的とした調査研究活動（「兵庫県児童養護施設における夜間体制の課題と重要性に関する調査」）を行ってきた。

令和4年から5年度にかけ、県養協内の施設で発生した被措置児童虐待の案件について、再発予防並びに施設とこども家庭センターとの連携強化を目的に委員会にて検証作業を行った。その検証結果について令和6年4月に報告書が提出された。また、令和6年12月の日本虐待防止学会

(Jaspcan) で発表した当報告書内の提言事項について、今後も真摯に取り組み再発防止に努めていきたい。

特に、今回の検証で、施設内虐待が推測される事案が発生した場合に、児童相談所と施設が敵対しがちになってしまうことが明らかになった。このような場合に、専門的知見を有する第三者をSVに招き、複数かつ多角的視点でアセスメントできる体制を構築し、児童相談所と施設が信頼関係のもとに、子どもにとって最善の選択ができるように、事案を解決していく方法を検討する。

②児童の健全な発達支援を目的とした児童行事の実施

施設養育の特性である児童集団のグループダイナミックスを活用したスポーツ等の行事は、子どもたちの主体性や協調性等を養う健全育成の貴重な機会である。しかし、施設の小規模化（定員減）や子どもの発達課題の多様化等により、行事参加が困難な施設が増加している。

新型コロナウイルス感染予防の視点から令和2年度と令和3年度は児童行事の実施を見合わせてきたが、令和4年度より一部行事を再開し、参加施設数が少なくなっているものの、一つの目標に向かって子どもたちや職員が連携する姿が多く of 行事で見ることができた。

令和7年度においても子どもたちの健全育成の観点から、児童行事を継続実施していきたい。

（2）高機能化への取組

県推進計画における「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」のうち、引き続き施設養育の使命である「高機能化・多機能化」の実現に向け、以下の取組を行うこととする。

<具体的取組>

自立支援計画策定に関する施設とこども家庭センターの連携について

県養協の『児童養護施設における自立支援計画策定の手引きー子どものニーズに即した自立支援計画の達成に向けてー』（平成30年12月）の作成及び兵庫県の「自立支援計画の見直しに係る準則の策定について（通知）」（平成31年4月4日）による自立支援計画策定に関する施設とこども家庭センターの連携の取組開始から約5年が経過した。

今後も、自立支援計画が形骸化することのないように、アセスメント、計画策定、3か月ごとの見直しなど、システム的にこの取組を継続的に行っていく。

また、虐待経験によるトラウマ症状を抱える児童や発達特性を持つ児童、不登校や引きこもり傾向の高年齢児童といったケアニーズの高い児童の入所が顕著となっている中、令和6年度には、トラウマインフォームドケア（TIC）の研修を行った。さらに、ケアワーカーやF S W、心理職や医療職、児童相談所や学校等の外部機関など施設内外の職種や機関との適切な役割分担や連携による「チームアプローチ」の視点を組み入れたケアが重要であるということで、チームアプローチについても研修を行ってきた。

今年度については、昨年度の取組を継承しつつ、こども権利擁護委員会で提言のあった、心理的安全性についてさらに深め、そして施設の組織運営に反映できるように、研修を行っていきたい。あわせて、組織運営として重要なガバナンスについても、各施設に浸透するように検討していきたい。

(3) 多機能化への取組

<具体的取り組み>

兵庫県のフォスタリング体制における里親支援専門相談員の役割の検討

県推進計画では、里親支援専門相談員についてすべての児童養護施設に配置することや里親のリクルートや里親家庭への訪問支援等がその役割と示されている。

国は、「里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。」ことを目的とした新たな児童福祉施設として「里親支援センター」の設置を旨とする児童福祉法改正を行った。

兵庫県においても令和6年度に、川西、西宮、姫路、豊岡の各こども家庭センター管内において里親支援センターの開設し、今年度については、中央、加東でも4月1日に開設した。

施設の里親支援専門相談員や児童家庭支援センター等のフォスタリング機関に加え、里親支援センターが開設される中、フォスタリング機関において情報交換や機能連携を検討するとともに、施設の里親支援専門相談員の役割等について検討していききたい。

(4) 社会的養護自立支援機能の強化

県推進計画「社会的養護自立支援の推進に向けた取組」に基づき、令和3年度に各施設に自立支援担当職員が配置され令和4年度より県養協に生活支援担当職員が配置された。

県養協では令和4年度より自立支援コーディネーター、生活支援相談員、各施設自立支援担当職員による「自立支援部会」を構成し、組織的に社会的自立支援機能強化に取り組んだ。具体的に自立支援セミナーや就職支援セミナー、就職相談会等を開催してきた。

令和6年度より自立支援コーディネーターや生活支援相談員による支援活動をより発展させることを目的に、「社会的養護自立支援拠点事業」が兵庫県より委託され、兵庫県福祉センター内に支援拠点「こもれび」が開設され上記2名に加え、就労支援員が配置された。

社会的養護自立支援拠点事業は、その対象が施設退所者に加え、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等に拡大され、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うこととなっている。令和6年度については、451件の相談件数があり、里親からの相談や里親から自立した子ども本人からの相談もあった。また、広範な地域の相談について拠点だけでは対応がむづかしい面もあった。

今年度については、昨年度の反省点や課題を踏まえ、本事業の取り組み方を再考するとともに、児童家庭支援センターや里親支援センターとの連携も視野に入れて、県下全体の社会的自立支援機能の強化に取り組んでいきたい。

(5) 人材確保・定着の取組

施設の高機能化・多機能化の実現には、それを担う職員の人材確保とその育成が必要不可欠である。特に人材不足の問題が顕著となっている社会福祉の分野においては、人材養成・確保における組織的な取り組みが重要となる。

このような中、兵庫県施設保育士養成協議会や兵庫県社会福祉士会等との連携を図ることを目的に導入した賛助会員制度の活用及び実習部会の取り組みが、就職フェアの実施や実習アンケートによる施設実習の充実化に大きく効果をもたらしている。

今後はさらに、学生のニーズを取り入れ、開催の時期や地域を検討し、また、SNS を用いた告知などを検討し、人材確保と人材育成に貢献していきたい。

(6) 兵庫県社会的養育施設検討委員会の設立【新規】

令和 6 年度に兵庫県社会的養護推進計画の見直し作業が行われ、「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」が、児童養護施設に関する中心項目となるが、具体的な記載事項として「乳児院、児童養護施設」「母子生活支援施設」「地域支援・在宅支援の充実」があげられている。

里親支援については、令和 7 年度にすべてのこども家庭センター管内に里親支援センターが整備され、フォostering環境は整ったが、これまで地域の里親支援を行ってきた児童家庭支援センターや児童養護施設の里親支援専門相談員との連携、自立支援については自立支援拠点「こもれび」や里子の自立支援を行う里親支援センター、児童家庭支援センターとの連携が十分できていない。

そこで、各機関を横断する兵庫県社会的養育施設検討委員会を設立し、乳児院や母子生活支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センターとの連絡・情報交換等の体制整備を行い、支援内容によって各施設・機関の役割を明確化し、効率的な支援を行っていきたい。あわせて、調査研究研修や就職フェアなど各機関と一緒に実施できる内容については、協同してその内容を充実させていく。

兵庫県社会的養育施設検討委員会組織図(案)

